

入札説明書（郵便入札）

東大阪都市清掃施設組合公告第5号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和5年12月13日
- 2 担当及び受付場所 〒578-0921 東大阪市水走4丁目6番25号
東大阪都市清掃施設組合 総務室 管財係(第四工場 管理棟2階)
電話 072-962-6021 FAX 072-962-6125
- 3 入札に付する事項
 - (1) 件名及び予定使用電力量
令和6年度 石切事業所で使用する電力調達
100,000kWh
 - (2) 調達期間
令和6年3月18日0時から令和7年3月17日24時まで
 - (3) 入札書の記載方法
入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、別紙1の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、調達期間の額を算出し、合計した額を入札金額（税込）とすること。
また、基本料金積算時に力率割引を含めることとし、予定平均力率は仕様書のとおり100%で積算すること。
※入札金額の算定にあたっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しないこと。
- 4 入札参加資格
次に掲げる要件のすべてに該当し、本組合の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。
 - (1) 東大阪都市清掃施設組合における令和3・4・5年度の入札参加有資格者名簿の「物品・役務」において、【種目番号101 電力の売買】を希望している者。
※なお、入札参加有資格者でない者、または入札参加有資格者で上記種目を希望していない者は、本入札の受付期間中【種目番号101 電力の売買】のみ追加受付するので、下記アドレスへメールすること。メールにより入札参加資格申請書類を送付します。
本入札の参加が認められなかった場合、登録はできません。
メール：hsk@juno.ocn.ne.jp
 - (2) 令和5年3月31日までの間で、地方公共団体（地方自治法第1条の3）と履行期間1年以上とする電力供給契約を締結し、履行した実績を有するものであること。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 入札に参加する者に必要な資格の審査申請受付期間の最終日から開札の日までの間に、東大阪都市清掃施設組合指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者として登録を受けた者、又は登録申請が完了している者。ただし、登録申請が完了している者は、入札までに小売電気事業者として登録を受けること。
- (6) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (8) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (9) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認められない。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）の関係にある者
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

5 入札参加申請

- (1) 入札参加を希望するものは、次の書類（①または②）を提出し、本組合入札参加資格の審査を受けなければならない。（2）に定める期限までに当該書類を提出しない者はこの一般競争入札に参加することができない。
 - ① 令和3・4・5年度入札参加有資格者名簿に登録している場合
入札参加申請書類は次のアからウまでに定めるものとする。
 - ア) 一般競争入札参加申請書(様式1)
 - イ) 小売電気事業者として登録されていることを証する書類の写し（任意様式）
 - ウ) 実績調書(様式2)及び根拠書類
 - ② 令和3・4・5年度入札参加有資格者名簿に登録していない場合
 - ・令和3・4・5年度 入札参加資格審査申請書一式 ※前ページ4(1)参照
 - ・(上記①)アからウ
- (2) 提出期限 令和6年1月5日(金)16:00到着分まで
- (3) 提出方法 書留（簡易・一般）等により郵送 ※郵送のみ受付
- (4) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。
- (5) 提出された資格審査資料は提出者に無断で他に使用しない。

6 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和6年1月11日（木）までにFAXで通知し、原本を郵送で交付する。
- (2) 入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。なお、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (3) 前号の説明を求める場合は、令和6年1月16日（火）までに、総務室管財係まで書面を郵送しなければならない。
- (4) 説明の求めがあったときは、令和6年1月17日（水）までに、FAXで回答する。

7 仕様書等の質問

(1) 仕様書等の内容に関する質問がある場合、次のとおり質疑応答書を提出すること。

- ア 提出書類 質疑応答書（御社様式）
- イ 提出期間 公告の日から令和6年1月5日（金）16時00分まで
- ウ 提出先 管理室計量リサイクル係 FAX 072-962-6125
- エ 提出方法 FAXにより提出すること。

※電話、その他の方法での質疑及び提出期間後の受付は不可

オ 質疑応答書に対する回答は、質問した業者に対し令和6年1月11日（木）までに通知する。
なお、全社に回答すべき質問があった場合は、全社にFAXにて回答する。

8 入札執行（郵便入札）の日時及び場所

一般競争入札参加資格を認められた者は、入札書をダウンロードし、下記のとおり入札書を送付すること。郵便入札にて入札を執行するため、原則立ち会いは必要ありません。

- (1) 入札書提出期限 令和6年1月18日（木） 16時00分到着分まで
- (2) 開札日時 令和6年1月19日（金） 10時30分
- (3) 開札場所 東大阪市水走4丁目6番25号 東大阪都市清掃施設組合
第四工場 管理棟4階大会議室
- (4) 立ち会い 希望する業者は1社1名のみ立会いを認める。立ち会いを希望する業者は、総務室管財係（TEL：072-962-6021）へ連絡をすること。
立ち会い者がいない場合は、入札執行担当以外の当組合職員1名以上の立ち会いのうえ、開札します。

9 入札書提出について（郵便入札）

- ・「入札書」をダウンロードし、それぞれに金額を記入し、当組合に届出している印を押印すること。
- ・入札1案件ごとに「入札書」を折り曲げずに角形2号封筒（御社様式）に密封し割り印をする。入札書には開札日を記入し、金額等の記載漏れ及び代表者印が押印されているか十分に注意することとし、上記入札書提出期限までに配達記録の分かる方式で郵送すること。 ※提出期限以降に到着したものは、失格とする。
- ・同日開催の複数案件入札（郵便入札）に参加の場合は、1案件ごとに密封した封筒を、入札書が折曲がらないよう1つの封筒にまとめて送付してもよい。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された金額が、当組合予定価格以内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。再入札は1回を限度とし、下記「11 再度入札（郵便入札）について」の日程にて再度入札（郵便入札）をおこなう。

11 再度入札（郵便入札）について

- ・1回目不落の場合は、金額記載の業者に入札当日に連絡し、下記のとおり2回目の入札（郵便入札）を行う。
 - (1) 入札書提出期限（再度入札） 令和6年1月26日（金） 12時00分
 - (2) 開札日時（再度入札） 令和6年1月26日（金） 14時30分
- ・希望する業者は1社1名のみ立会いを認める。
立ち会いを希望する業者は、総務室管財係（TEL：072-962-6021）へ連絡をすること。
- ・2回目の郵送入札が不落の場合は、最低金額入札者から順に協議とする。

1.2 くじびきについて

同額の入札者が2者以上あるときは、来庁によるくじにて決定を基本とするが、入札者が来庁できない場合は、くじの方法を入札者と協議する。

1.3 次の場合に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が指定の日時までに指定の場所に提出され、又は到着しなかった入札
- (3) 入札金額の訂正された入札
- (4) 入札者又はその代理人が同一事項について、2通以上行った入札又はこれらの者がさらに他の者を代理して行った入札
- (5) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (7) 入札書に入札金額及び入札者の記名押印のない入札、又はこれらが明確でない入札
- (8) 委任状を提出しないで代理人が行った入札
- (9) 前各号のほか、入札に関する条件に違反した入札

1.4 保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

1.5 支払方法について

料金の請求について、供給者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、電力需給契約書(案)に基づきその代金を支払うものとする。

請求書には、基本料金、電気量料金、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に消費税を含んだ価格を明記し、内訳として、電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率及び契約電力等を明記すること。

請求書については、東大阪都市清掃施設組合届出印の押印が必要となるため、WEB請求書は不可とする。

1.6 契約書の作成

契約書は、東大阪都市清掃施設組合がこの入札説明書等と共に掲示する「電力需給契約書(案)」に基づいて、原本2通を作成し、東大阪都市清掃施設組合及び落札者が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有することとする。

ただし、この契約のうち、必要な細目に関する部分については、落札者と協議のうえ、決定することとする。

1.7 その他

- (1) 本契約は単価契約とする。
- (2) 上記によるもののほか、この入札を行う場合において了知し遵守すべき事項は、東大阪都市清掃施設組合財務に関する条例の暫定措置に関する条例による。
- (3) 入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、入札に要した費用は申請者の負担とする。
- (4) 入札から契約締結までに、関係法令の改正等をやむを得ない事由のため、当該契約の締結ができない事態が生じた場合は申請者の負担とする。
- (5) 各郵送提出先については下記に提出することとする。

〒578-0921 東大阪市水走4丁目6番25号

東大阪都市清掃施設組合

総務室 管財係（第四工場 管理棟 2階）

電話 072-962-6021 FAX 072-962-6125